

令和5年度先端技術活用支援講座実施業務委託仕様書

1 事業概要・目的

川崎市は、新川崎・創造のもり地区において、市内ものづくり企業の更なる高度化と新たな産業創出を図るため、産学官連携の取組を推進している。

本委託では、ナノ・マイクロ技術をはじめとする、新川崎・創造のもり地区と関連が深い分野をテーマとした企業向け講座を開催する。

2 契約条件等

- (1) 契約期間
契約日から令和6年3月19日まで
- (2) 履行場所
川崎市内 他
- (3) 契約の種別
委託契約
- (4) 契約方法
公募型企画提案方式による特命随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
- (5) その他
業務実施に伴い、必要となる機器、消耗品等は、原則として本市では提供しない。

3 委託業務内容

企業の研究者や技術者等を対象に、ナノ・マイクロ技術など最新技術への関心を高め、知識の習得を支援するとともに、講師や参加者同士との産学・産産連携に結びつけるための講座を実施し、新産業の創出を図ることを目的として開催する。

また、講座を円滑かつ確実に実施するため、各講座開講前日までの準備及び当日の講座開催等に係る次の一連の業務について、事業者へ委託する。

- (1) 講座の企画・立案
 - ア 講座内容の企画（講演だけでなく、参加者同士の交流を促す工夫を行うこと）
 - イ 講師の選定
 - ウ 講師との連絡調整
 - エ 事業の開始にあたり、契約期間中の講座実施スケジュールを提出すること
- (2) 受講者募集広報
 - ア チラシデータ作成（各回作成）
 - イ メールマガジン作成・送付
 - ウ 川崎市が行うインターネットでの広報の支援
 - エ その他出席者が増加するよう、必要な対応を図ること
- (3) 受講者との連絡調整
 - ア 受講者の受付業務
 - イ 問い合わせ対応等、連絡業務

- (4) 講座運営関係
 - ア 事前準備関係
 - (ア) 次第・配布資料・投影資料の作成（※登壇者に承諾を得られた場合は、講演スライドの印刷・配布を行う。また、量が多い場合は片面に4スライドを印刷するなど、適宜集約・簡素化を行うものとする）
 - (イ) 受講者アンケートの作成（webフォーム等）
 - イ 当日運営関係
 - (ア) 会場設営・撤去
 - (イ) 受付業務
 - (ウ) 受講者アンケートの実施・集計
 - (エ) 講師への謝金支払
- (5) 事業報告
 - ア 報告書作成業務
 - イ 収集したアンケート結果の集計
- (6) その他
 - ア その他、講座実施に必要な業務
 - イ 講座開催の目安
開催回数、時間等の目安は、次の一覧表のとおりとする。

【講座開催概要】

開催回数等	※時間 (程度)	開催時期 (目安)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1回（1講座）につき、講師人数1名以上とする。 ・ 各回 15～20名程度の参加者を集めること。 ・ 3回開催 ・ うち1回は、参加者同士の交流を促すためのワークショップや、異業種交流を促すための複数登壇者の招聘など、より効果を高める取組みを企画・実施すること。 	90～120分	9～3月

※時間には本市事業紹介、意見交換会、休憩時間等を含む

※会場はかわさき新産業創造センター会議室（使用料無料）とする

4 成果物の提出

成果物については電子データで提出すること

- (1) 参加者リスト（連絡先等含む）
- (2) 報告書

5 その他

- (1) 新川崎・創造のもりに関する事項等、事業の実施にあたって必要となる基本情報については、市から提供を受けるものとする。
- (2) 本市の条例、規則等を遵守し、本市にとって適切な事業が実施されるよう、本市の立場に立ち、業務を遂行すること。
- (3) 業務の実施にあたっては、本市との連絡会議を実施するなど、十分に協議検討を行うこと。また、必要な事項について積極的に提案を行うこと。
- (4) 業務の実施にあたっては、本市担当者の指示に基づき、「4 大学ナノ・マイクロ

ファブ리케이션コンソーシアム」及び「地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所」との必要な連携を図ること。

- (5) 受講者の個人データ及び回収したアンケート等については、法令等に基づき厳重に管理、保管することはもとより、他に漏らしたり、流用したりしてはならない。
- (6) 業務終了後、個人データは速やかに本市へ返却すること。また、回収したアンケート等は適切に処分すること。
- (7) 作成したデータ等については、本市に帰属するものとする。
- (8) かわさき新産業創造センター会議室を確保する必要があるため、日程調整等にあたっては本市と連携しながら実施すること。
- (9) 参加者の受講料等は無料を基本とするが、事前に本市に承諾を得た上で資料代・お茶代等の実費相当額を徴収することを可とする。
- (10) その他、業務の実施に必要な事項及び仕様書に定めのない事項については、本市と受託者で協議の上、決定することとする。